

北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児を援助することで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図り、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施する北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業（以下、「本事業」という）について、必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は北九州市とする。ただし、市長は、次に掲げる要件を満たすものに委託して本事業を実施するものとする。（以下「委託事業者」という）

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 北九州市内に事業所があること。
- (3) 市物品等供給契約有資格業者名簿に登録されていること。
- (4) 「介護保険法」第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、又はこれと同等のサービスを提供できる事業者であること。
- (5) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること。

2 委託する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条に定めるサービスの実施に関する業務
- (2) 本事業を利用しようとする者(以下、「利用者」という)への本事業に関する説明
- (3) 第7条に定める利用申請に関する業務
- (4) 利用者負担の徴収と領収書の発行
- (5) 実施報告書の作成
- (6) 委託料の請求事務
- (7) 利用者からの問合せへの対応
- (8) 市や関係機関との連携に関すること

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、北九州市内に住民登録を有し、日中、家族などから家事や育児の支援が受けられない者のうち、次のいずれかに該当する者。

- (1) 1歳未満の乳児を養育する者
- (2) 3歳未満の乳幼児を二人以上養育する者（多胎児を含む）
- (3) 妊娠中で体調不良により家事・育児の援助を必要とする者
- (4) 流産又は死産から1年以内で、体調不良のため家事等が困難な者

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合は派遣の対象とはしない。

- (1) 伝染病等感染症のおそれのある者が家庭にいる場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
- (3) その他、産前産後子育て支援ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

(サービスの内容)

第4条 派遣されたヘルパーが行う援助（以下「サービス」という）の内容は、次の表に掲げるものとする。

区 分	サービス内容
(1) 家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 郵便物の送付等 カ その他必要な家事援助
(2) 育児援助	ア 授乳の準備・介助 イ おむつ交換・着替えの介助 ウ 沐浴の介助 エ きょうだい児（就学前）の世話 オ 適切な育児環境の整備 カ その他必要な育児援助

※子どもの養育者が不在のときは、サービス提供を行わないこと

(サービスを行う時間数及び回数)

第5条 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内（1時間単位）とし、1日2回までとする。
- (2) 回数は、延べ20回を限度とする。ただし、3歳未満の乳幼児を二人以上養育する者は、延べ40回を限度とする。

(サービスを行う日、時間帯及びヘルパーの派遣場所)

第6条 サービスを行う日、時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は、原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。
- (2) サービスを行う時間帯は、8時から18時までとする。
- (3) ヘルパーを派遣する場所は、利用希望者の自宅とし、留守宅あるいは乳幼児のみの家庭に訪問する場合は対象としない。

(利用の申請)

第7条 利用者は、次に掲げるものを希望する委託事業者に提出するものとする。

- (1) 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業利用申請書(様式第1号)
- (2) 母子健康手帳(提示のみ)
- (3) 利用者の属する世帯が生活保護世帯である場合は、保護受給証明書
- (4) 利用者の属する世帯の生計中心者が市民税非課税である場合は、その者の市民税非課税証明書(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度分の市民税非課税証明書)

2 委託事業者は、前項の申請書が提出されたときは、内容について確認した上で、予約調整等(利用日時、支援内容、キャンセル料、交通費の説明、予約後に予約内容の変更があればその対応等)を行う。なお、予約調整の中で疑義が生じた場合は、市に問い合わせること。

3 前項に承認された者には、北九州市産前産後子育て支援ヘルパー利用証明書(様式第2号 以下、「証明書」という)を母子健康手帳に貼付し、利用回数の管理を行う。

4 利用者は、利用期間及び利用者の確認のため、母子健康手帳、健康保険証や北九州市子ども医療証など養育している乳幼児の出生日が記載されたもの、出産予定日の確認などのため妊婦健診手帳などを提示すること。

5 利用の可否については市が決定する。

(利用料の額)

第8条 本事業に要するサービス1時間あたりの利用料は、利用負担額と委託料を合わせて2,050円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(利用者負担額等)

第9条 利用者は、次に掲げる額を直接事業者を支払うものとする。

- (1) 別表1に定める額
- (2) 前号に定めるもののほか、ヘルパー派遣に要する交通費等及びヘルパーが生活必需品の買い物、その他のサービスを行う際に必要となる交通費等の実費相当額

2 委託事業者は、利用者負担額、交通費等の実費相当額及び第10条に定めるキャンセル料について、第7条第1項に定める利用申請の際に利用希望者に説明するものとする。

(キャンセル料)

第10条 利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、別表1に定める1回分の額を上限として委託事業者が定め、利用者から徴収することができる。ただし、利用日の前々日の17時までに連絡があった場合は徴収できないものとする。また、地震、水害、その他災害など、利用者の責に帰すべきものでない事由により連絡できなかった場合は、この限りではない。

(実施報告及び委託料)

第11条 委託事業者は、当該月分の(1)から(5)を翌月15日までに、市に提出するものとする。

- (1) 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業実施報告書(様式第3号)
- (2) 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業請求書(様式第4号)
- (3) 請求書兼領収書
- (4) 第7条で受け取った北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業利用申請書(様式第1号)
- (5) その他市が必要と認めるもの

2 市長は、前項で提出された(1)(2)に基づき、別表2の委託料を委託事業者に支払うものとする。

(ヘルパーの要件)

第12条 委託事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者を、産前産後子育て支援ヘルパーとして派遣するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者であること。
- (2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (3) 心身ともに健康であること。

2 委託事業者は、産前産後子育て支援ヘルパーに対し、必要な研修を行うなど、資質の向上に努めること。

3 サービスを行う時には、常に身分証明書を携帯し、サービス開始時には必ず身分証明書を対象者に掲示すること。

(健康管理)

第13条 委託事業者は、従事者に対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、その健康管理に細心の注意を払うこと。

(帳票類の整備等)

第14条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備すること。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して5年間保存とする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施すること。

(安全管理)

第15条 委託事業者は、サービスの提供にあたり、事故発生予防と安全管理に十分留意するものとする。

2 委託事業者は、事故に備え、損害賠償保険に加入すること。

(事故及び損害の責任)

第16条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、すみやかに書面により市長へ報告すること。

(個人情報及び情報資産の保護)

第17条 委託事業者は、本事業を実施するにあたって、個人情報及び情報資産の取扱いについて、関係法令を遵守することに加え、北九州市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。委託契約が終了した後においても同様とする。

(暴力団の排除)

第18条 暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当する者は、本事業の従事者として選任しない。

2 市は本事業の従事者が前項の規定に該当することが明らかとなった場合は、その選任を取り消すものとする。この場合において、相手方に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

3 前項の規定により従事者の選任を取り消した場合において、市は相手方がすでに市から受けている委託料その他の金銭等の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第19条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。また、改善について、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

別表1（第9条・第10条関係）利用者負担額

世帯区分	利用者負担額（1時間あたり）
市民税課税世帯	1,000円
市民税非課税世帯・生活保護世帯	0円

別表2（第11条関係）委託料

世帯区分	委託料（1時間あたり）
市民税課税世帯	1,050円
市民税非課税世帯・生活保護世帯	2,050円